

## 〇〇財団法人〇〇〇〇資金運用規程（参考例）

（目的）

**第1条** この規程は、〇〇財団法人〇〇〇〇（以下「本財団」という。）の資金の管理及び運用に関する必要な事項を定めることにより、本財団の資金の適正な運用に資することを目的とする。

（対象資金）

**第2条** この規程が適用される資金は、本財団が保有する次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める本財団の裁量により運用すべき資金をいう。

(1) 基本財産 貸借対照表において基本財産に計上されている資金

(2) 〇〇〇〇（その他の資産） 貸借対照表において基本財産以外に計上されている資金

（運用の基本原則）

**第3条** 本財団の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本財団のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

（基本方針）

**第4条** 基本財産に係る資金は、元本が確実に回収でき、かつ、安定的に運用益を確保できる方法により運用しなければならない。

2 〇〇〇〇（その他の資産）に係る資金は、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

（運用対象）

**第5条** 資産の運用の対象は、資産の区分に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本財産

ア 円建て預貯金

イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（元本保証のあるものに限る。）

ウ 日本国債

エ 地方債（日本国内の地方公共団体が発行するものをいう。）

オ 政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証する債券をいう。）

(2) 〇〇〇〇（その他の資産）

ア 前号に規定する運用対象

イ 〇〇〇債

ウ 〇〇〇債

2 前項第2号イ及びウに掲げる債券の範囲は、次に掲げる格付機関のうち少なくとも〇社が「〇〇」相当以上の格付をしており、かつ、いずれの格付機関も「〇〇」相当以下の格付をしていないものとする。

(1) 株式会社格付投資情報センター

(2) 株式会社日本格付研究所

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社

(4) スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

3 資産の運用に当たって満期設定があるものについては、原則その満期又は期限まで保有することとする。

4 償還年限又は運用期間が〇年を超える運用対象は、第1項に掲げる運用対象の帳簿価格合計の〇%を超えて取得できないものとする。

5 第1項第2号イ及びウに掲げる債券は、第2条第2号に定める〇〇〇〇（その他の資産）の帳簿価格合計の〇%を超えて取得できないものとする。

（理事長の職務）

**第6条** 理事長は、本財団の資金の管理運用に係る業務を適正かつ確実に執行させるため、理事の中から資金運用管理者を任命する。

2 理事長は、資金運用管理者を監督し、必要に応じて報告を求め、適切な指示をしなければならない。

(資金運用管理者の職務)

**第7条** 資金運用管理者は、翌事業年度における運用債券、運用金額、利率、運用利息、運用期間等を記載した資金運用の計画（以下「資金運用計画」という。）を当該年度の予算を審議する理事会までに作成し、理事長の承認を得なければならない。

2 資金運用管理者は、運用対象のリスクを把握するとともに、日ごろからリスク管理に必要な情報を収集しなければならない。

3 資金運用管理者は、少なくとも各事業年度の半期に1回又は必要に応じて随時、理事長に対して、資金運用に関する状況を報告しなければならない。

4 資金運用管理者は、資金の管理運用に関する職務を的確に行うため、必要な知識の向上に努めなければならない。

(資金運用計画)

**第8条** 理事会は、翌事業年度における予算を審議する理事会において、資金運用計画を審議し、決定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により決定した資金運用計画が、資金運用環境の変化その他の特別の事情によりその実施が困難又は不適切と判断した場合は、これを変更することができる。

3 理事長は、前項の規定により資金運用計画を変更した場合には、変更後最初に開催される理事会において、その内容及び理由を報告しなければならない。

(運用手続)

**第9条** 資金の具体的な運用対象及びその方法については、前条第1項の規定により決定した資金運用計画に基づき、理事長がこれを決定するものとする。ただし、1件当たりの運用額が〇万円を超えるものについては、理事会でこれを決定するものとする。

(理事会等への報告)

**第10条** 理事長は、少なくとも年1回又は必要に応じて随時、理事会において、資金運用の状況を報告しなければならない。

2 理事長は、定時の評議員会において、前事業年度の資金運用の経過及び結果を報告しなければならない。

(非常時の対応)

**第11条** 資金運用管理者は、第5条第2項の規定に基づき取得した債券の格付が下がったことにより、同項に規定する格付のいずれかを満たさなくなったなど、資金運用に関して重大な変動が生じた場合には、直ちに理事長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の規定により措置を講じた場合には、その結果を速やかに理事会及び評議員会に報告するものとする。

(細則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、資金の運用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

2 この規程の施行前に取得した債券は、第5条の規定にかかわらず保有することができる。ただし、当該債券の特性やリスクに鑑み、売却損が発生しない場合や保有を継続することで損失が拡大するおそれがある場合等には、償還期日の到来前であっても速やかに売却する等の適切な対応をとるものとする。

3 資金運用管理者は、第7条第1項及び第8条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行後速やかに、この規程の施行の日が属する事業年度の資金運用計画を作成し、理事長の承認を得て、理事会の議決を得るよう努めなければならない。